

# 所得税確定申告の事前申告を受け付けます

2月18日(月)～3月15日(金)の確定申告にさきがけ、所得が給与・年金・雑所得のみの方の事前申告を受け付けます。

と き	と ころ	受 付 時 間
2月12日(火) ～2月15日(金)	役場3階大会議室	午前の部：9時～11時30分 午後の部：13時～16時

## 【対象者】

村内に在住している、所得の種類が給与所得と雑所得（公的年金等やシルバー人材センター配分金などの所得）のみの方で、年末調整が済んでいない方や医療費等の控除で還付申告をしたい方。

※営業・農業・不動産（小作料分を除く）  
・譲渡などの所得がある場合は、事前申告では受け付けできません。

※この事前申告では、所得税の申告のほか、収入が遺族年金や障害年金のみの方、無職・学生・扶養されているなどで収入がない方、給与や年金所得のみでも所得税が課税されていない方についての「住民税申告(書)」も受け付けます。

## 【持参する物】

- ①源泉徴収票（給与・年金）
- ②各種控除に必要な証明書
- ③医療費控除を申告する方は医療費の領収書（混雑緩和のため、必ず前もって合計してきてください。）
- ④認印や本人名義の口座番号の分かる通帳など。
- ⑤その他、申告に必要なもの。

## 【その他】

今年の確定申告も例年どおり日ごとに対象集落を割り振って受け付けいたしますが、事前申告（または住民税申告）は集落の割り振りはいたしませんので、期間中いつでもご利用いただけます。

# 個人住民税の特別徴収が義務化されます

地方税法および村の条例では、所得税の源泉徴収義務のある事業主は、従業員の個人住民税（村県民税）の特別徴収（給与から天引きして納税すること）をしなければならないことになっています。このことから、県と県内各市町村では、平成26年度から、要件に該当するすべての事業主に、個人住民税（給与にかかる分）の『特別徴収』を実施していただく準備を進めています。

## 【特別徴収とは】

事業所が特別徴収義務者となり、従業員に課税された住民税を給与から特別徴収（天引き）し、村に納付いただく方法です。月々の納付額は村が通知しますので、事業所は所得税のように税額計算する必要がありません。

## 【今後の予定】

新たに対象となる事業所には、平成25年度中に特別徴収義務者指定予告通知、平成26年5月に特別徴収指定通知および税額納入通知書を順次送付する予定です。

《問い合わせ先》

税務会計課 TEL 64-1451

# 「後期高齢者医療制度」のお知らせ

Vol.9 後期高齢者医療制度のよくある質問Q & A

後期高齢者医療制度について、皆さんから多く寄せられるお問い合わせについてお答えします。

## 1. 75歳になると私の保険はどうなるの？

回答：75歳の誕生日を迎えると、それまで加入していた国民健康保険などの健康保険から後期高齢者医療制度に加入します。なお、加入の手続きは必要ありません。  
新しい保険証は誕生日の約1週間前にお手元に届くように郵送します。  
新しい保険証が使えるのは、75歳の誕生日からです。

## 2. 保険証を紛失したのですが、どのように再交付を受ければよいのですか？

回答：保険証を紛失・破損した場合には、役場住民福祉課の窓口で再交付を受けることができます。  
再交付の際は、印かん・窓口に来られる方の身分証明書（運転免許証など）が必要です。

## 3. コルセットなどの治療用装具の購入費は、保険の対象になりますか？

回答：治療上必要のあるコルセットなどを作ったときにかかった費用については、申請によって払い戻しが受けられます。  
申請の際は、医師の証明書・装具の領収書・本人名義の預金通帳・印かんを持って役場住民福祉課の窓口申請します。後日、総費用の9割（現役並み所得者は7割）が払い戻されます。

## 4. 先月かかった医療費が高額になったのですが、払い戻しは受けられるのですか？

回答：1か月（同じ月内）に医療機関に支払った医療費の自己負担額が、定められた限度額を超えた場合には、高額療養費が支給されます。  
高額療養費が支給される方には、診療月の約3か月後に新潟県後期高齢者医療広域連合から支給申請案内（初回のみ）が送付されますので、申請書に必要事項を記入し、役場住民福祉課の窓口提出すると、申請した金融機関の口座に入金されます。



- ① 広域連合から支給対象となる方に、申請手続きのご案内を郵送いたします。
- ② 申請書を役場住民福祉課の窓口へ提出します。
- ③ 申請手続きをした後、申請した金融機関の窓口へ振り込みます。

❗ 2回目以降の申請手続きは不要です。  
(初回に申請した口座へ振り込みます)